

特記仕様書

本工事を進めるにあたり、以下の事項を厳守してください。但し、監督員が認める場合はこの限りではありません。

- 1 着工にあたり、地元区長、土地改良区等、関係機関と事前協議を行うこと。
- 2 地元、隣接する地権者等に対しては、誠意をもって対応し、トラブルのないように進めること。
また、現場に従事する全作業員にも、新規入場者教育等を通じて徹底させること。
- 3 地元説明用資料(工程他)については、契約後速やかに作成し、遅くとも工事着手予定日の1週間程度前には、工事の旨を関係者に周知すること。
- 4 施工計画書、各段階における施工協議書、80%出来形図等の各種提出書類は、それぞれの提出時期において速やかに提出すること。
- 5 通行制限願申請書及び道路使用許可申請書は、申請時期の2週間前までに提出をすること。また工程の遅れ等により期間を延長する際にも、期限前2週間前までに手続きを済ませること。
- 6 施工段階における変更事項・協議事項は、内容の如何に関わらず、必ず発注者と事前協議を行うこと。受注者独自の判断により協議を行わないで工事を進め、事後協議により変更を願い出る場合は、原則として認可しないこととする。(施工の手直しを指示することもある)
- 7 コスト縮減への提案・取組み、環境問題への取組み(建設廃棄物の発生抑制、再生利用等減量化)に努めること。
- 8 建設副産物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正処理が図られること。
また、最終引受場所、適正処理を証明する書類及び処分量について報告すること。
なお、廃棄物の運搬にあたっては飛散防止策を講じること。
- 9 建設副産物発生量・再使用量の報告については、長野県の「建設副産物実態調査」の様式である「再生資源利用[促進](計画・実施)書」により提出すること。
- 10 その他共通事項については、最新の、土木工事現場必携、土木工事共通仕様書ほか基準図書に従って進めること。
- 11 本工事は、債務負担行為設定案件のため、工事請負代金の前払金等の請求及び支払いは令和6年度となります。なお、契約締結後に工事着手は可能です。
- 12 本工事は発注者指定型週休2日工事の対象工事であり、「中野市週休2日工事実施要領」に従い取り組むものとする。
- 13 本工事は、舗装工事関係は夜間工事とし、区画線設置工事は昼間工事としている。
- 14 Pt.146～Pt.222付近左側の舗装切断位置については、埋設されている構造物の高さ及び位置を確認の上決定すること。
- 15 舗装修繕工事に伴い、上下水道施設の鉄蓋の高さ調整が必要な場合は、上下水道課と協議の上別途工事にて高さ調整を行うこと。